## 4.4.2 動植物の生息・生育環境の保全への取り組み

本章では生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、生物の多様性の確保、自然環境の体系的保全の観点から、事業による動植物及びその生息・生育環境への影響を種や場のみならず、上位性、典型性、特殊性及び移動性の視点から生態系の構造に着目して検討をした。このため、動植物における重要な種等、生態系の食物連鎖の上位種、地域の生態系の特徴を典型的に表す陸域や河川域の生息・生育環境、特殊な環境として九折瀬洞などについて具体的に検討をした。これらに、事業による影響が及ぶと予測された場合には、必要に応じて影響の回避・低減、または代償のための環境保全措置の検討を行うこととし、現段階での川辺川ダム事業に係る環境の保全に向けての取り組みについてとりまとめた。

これらの方策は、関係機関との連携を図り、実施箇所の状況や事業の進捗状況を考慮するとともに、自然環境の保全対策に係る技術の進歩に的確に対応しつつ、先行的かつ適切に実施する。併せて維持管理体制の整備を進める。

さらに、工事中及び施設の供用後において、事業により予測し得なかった環境への影響が万一生じた 場合は調査を実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

これらは、適宜専門家の助言を得つつ行う。